

品川区団体向けデザインアドバイス事業実施要綱

制定 令和6年3月28日区長決定 要綱第198号

(目的)

第1条 この要綱は、区内で活動する町会・自治会、NPO法人等の非営利団体(以下「地域活動団体」という。)の広報活動としてチラシなどの印刷物を作成するにあたり、区が印刷物のデザイン等について専門的な見地から校正、助言等(以下「校正等」という。)を行うことにより、地域活動団体の発信力の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

- 第2条 校正等を希望する地域活動団体は、次条に定める印刷物(以下「対象印刷物」という。)の電子データ等を、別に定める方法により、区長へ提出するものとする。
- 2 区長は、対象印刷物に係る校正等を、第4条に定めるところにより登録を行った指導員に依頼することにより実施し、指導員による校正等の終了後、対象印刷物の電子データ等を地域活動団体に返却する。
- 3 指導員による校正等は、対象印刷物の電子データ等への赤入れ、助言の追記等を行う方法により実施する。

(対象となる印刷物)

第3条 校正等の対象となる印刷物は次のとおりとする。

- (1) 地域活動団体が主催するイベント等のチラシ
- (2) 地域活動団体を紹介するリーフレット

(指導員)

- 第4条 区長は、次に掲げる要件を満たす者を指導員として登録するものとする。
- (1) デザインに精通していること。
 - (2) デザインやデザイン添削の実務経験があること。
 - (3) NPO活動を含め、広く社会の実情に通じていること。
- 2 区長は、指導員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、指導員の登録を抹消することができる。
- (1) 前項の要件を満たさないことが明らかになったとき。
 - (2) 指導員の責務を遵守しなかったとき。
 - (3) 病気や心身の故障のため、業務に支障があると認められるとき。
 - (4) 辞退の申し出があったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、区長が特に指導員にふさわしくないと認める事由が発生したとき。

(謝礼)

第5条 指導員への謝礼は、別表に定めるとおりとする。

- 2 謝礼は、月ごとの校正等の実績に応じて、翌月支払いとする。

(秘密の保持)

第8条 指導員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指導員を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、所管課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

作業量または従事時間	謝礼
チラシ 両面1枚まで (30分未満の作業量)	2,000円
リーフレット等 4ページまで (30分～1時間程度の作業量)	5,000円

備考 リーフレット等のページ数が4ページを超える場合は、追加1ページにつき1,000円を加算する。